参考資料２　未定稿

R7.7.31　第二回観光戦略会議

栗東市観光施設の立地に関する協議要領（案）

（趣旨）

第１条　この要領は、第二期栗東市観光振興戦略）（令和８年１月策定）に基づき、観光資源周辺区域内で事業を実施するため行う事前協議と手続きについて、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要領において「観光施設」とは、栗東市観光施設の立地に関する協議基準（令和　年　月日）に定める施設をいう。

（適用範囲）

第３条　この要領は、第二期栗東市観光振興戦略において位置づけられた観光資源とそれに関連した開発地区における観光施設の立地について適用する。

（協議の申出）

第４条　前条の適用範囲において、観光施設を立地させ、観光事業を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、観光資源周辺区域内で事業を実施するため行う事前協議に先立ち、栗東市観光施設の立地に関する事業計画申出書（様式第１号）に、次に掲げる関係図書を添付の上、市長に協議を申し出なければならない。

（１）申出者 が個人にあっては住民票、法人にあっては法人の登記事項証明書及び定款

（２）事業内容を明らかにする事業計画書（事業内容・収支計画等）

（３）観光施設に係る造成及び建築に必要な事業費を明らかにする書類

（４）申出者の資力及び信用に関する書類

（５）観光施設の区画を明らかにする不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第１項に規定する地図又は同法第 14 条第４項に規定する地図に準ずる図面（以下「公図」という。）の写し。

（６）観光施設の区域に含まれる土地の登記事項証明書

（７）観光施設の建物を明らかにする図面（配置図・平面図・立面図・断面図・施設利用図等）

（８）設計に際し実施した庁内各部局や関係機関への相談結果報告書、周辺住民への説明結果報告書

（協議）

第５条　市長は、前条の規定による申出（以下この条において「申出」という。）があったときは、当該申出に係る内容について、協議基準に基づいて申出者と協議を行うものとする。

２　市長は、申出が協議基準に適合すると認めるときは、速やかに申出者に対し、栗東市観光施設の立地に関する事業計画協議済証（様式第２号）を交付するものとする。

（変更の申出）

第 6 条　栗東市観光施設の立地に関する事業計画協議済証の交付を受けたものは第 4 条の規定により申し出た協議内容を変更しようとするときは、栗東市観光施設の立地に関する事業計画変更申出書（様式第 3 条）に同条号に掲げる図書のうち変更に係るものを添付の上、市長に協議を申し出なければならない。

（変更の協議）

第 7 条　第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、前条の規定による変更の申出（以下「変更の申出」という。）について準用する。

2　市長は、変更の申出が協議基準に適合すると認めるときは、速やかに申出者に対し、栗東市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証（様式第 4 号）を交付するものとする。

（事業計画の取下げ及び取りやめ）

第 8 条　申出者は、第 4 条の規定により協議を申し出た後に当該事業計画を取り下げるときは、栗東市観光施設の立地に関する事業計画取下げ届（様式第 5 号）により、市長に届け出なければならない。

2　申出者は、第 5 条第 2 項の栗東市観光施設の立地に関する事業計画協議済証又は前条第 2 項の栗東市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証の交付を受けたおあとに当該事業計画を取りやめるときは、栗東市観光施設の立地に関する事業計画取りやめ届（様式第 6 号）により、市長に届け出なければならない。

（補足）

第 9 条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和　年　月　日から施行する。

様式第１号

栗東市観光施設の立地に関する事業計画書申出書

栗東市観光施設の立地に関する協議要領第４条に基づき、次のとおり事業計画の協議を申し出ます。

年　月　日

栗東市長あて

申出者住所
氏名　　㊞
電話　　㊞
代理者住所
氏名　　㊞
電話　　㊞

１．事業計画の名称		
２．事業区域の土地の所在		
３．観光施設の用途（種類）		
４．事業区域の面積	平方メートル	
５．工事施行者		
＊受付欄	受付番号　第　　号	＊受付印

＊申出者は、当該観光施設を立地しようとする者になります。

様式第２号

年　　月　　日
第　　号

栗東市観光施設の立地に関する事業計画協議済証

様

栗東市長　　㊞

　　年　　月　　日付けで申出のありました下記の事業計画については、栗東市観光施設の立地に関する協議基準に基づいて協議が整いましたので、条件を付して協議済証を交付します。

記

１．事業計画の名称

２．事業区域の土地の所在

３．観光施設の用途（種類）

（条件）
１　協議事項を変更するときは、栗東市観光施設の立地に関する協議要領第６条に基づき、事業計画の変更協議を申し出ること。
２　当該事業計画を取りやめるときは、第８条第２項に基づき、栗東市観光施設の立地に関する事業計画取りやめ届（様式第６号）を市長に届け出ること。

様式第３号

栗東市観光施設の立地に関する事業計画書変更申出書

栗東市観光施設の立地に関する協議要領第６条に基づき、事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の協議を申し出ます。

年　月　日

栗東市長あて

申出者住所
氏名　　㊞
電話　　㊞
代理者住所
氏名　　㊞
電話　　㊞

１．事業計画の名称	
２．事業区域の土地の所在	
３．観光施設の用途（種類）	

＊受付欄	受付番号　第　　号	＊受付印

＊申出者は、当該観光施設を立地しようとする者になります。

様式第４号

年　　月　　日
第　　号

栗東市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証

様

栗東市長　　㊞

　　年　　月　　日付けで申出のありました下記の事業計画の変更については、栗東市観光施設の立地に関する協議基準に基づいて協議が整いましたので、条件を付して協議済証を交付します。

記

１．事業計画の名称

２．事業区域の土地の所在

３．観光施設の用途（種類）

（条件）
１　協議事項を変更するときは、栗東市観光施設の立地に関する協議要領第６条に基づき、事業計画の変更協議を申し出ること。
２　当該事業計画を取りやめるときは、第８条第２項に基づき、栗東市観光施設の立地に関する事業計画取りやめ届（様式第６号）を市長に届け出ること。

様式第５号

年　　月　　日
第　　号

栗東市観光施設の立地に関する事業計画取下げ届

栗東市長あて

申出者住所
氏名　　㊞
電話　　㊞
代理者住所
氏名　　㊞
電話　　㊞

年　　月　　日付けで協議を申し出ました下記の事業計画については、取り下げることとしましたので届け出ます。

出のありました下記の事業計画については、栗東市観光施設の立地に関する協議基準に基づいて協議が整いましたので、条件を付して協議済証を交付します。

記

１．事業計画の名称

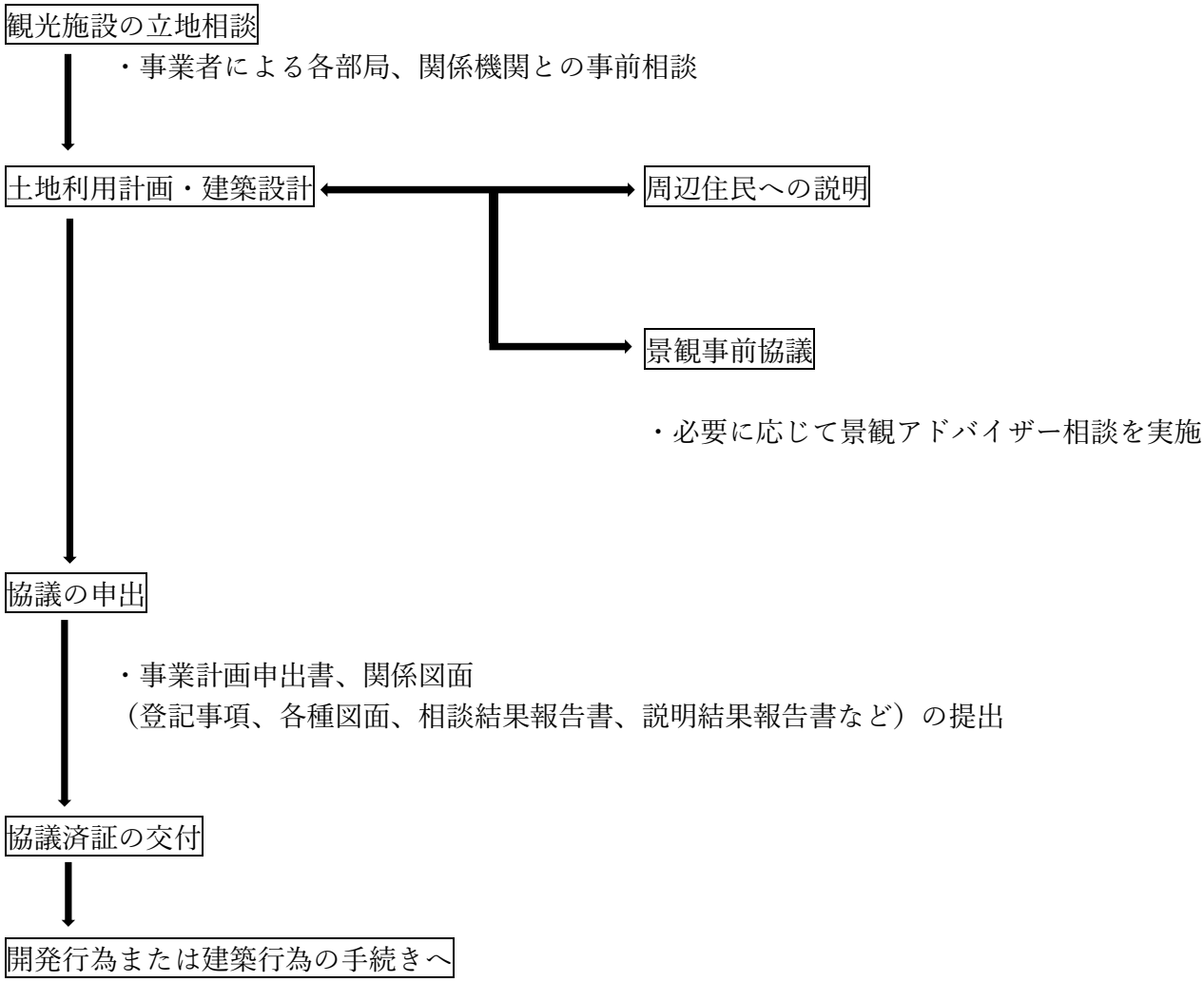
２．事業区域の土地の所在

３．観光施設の用途（種類）

４．事業区域の面積　　平方メートル

５．取りやめの理由

【協議の流れ】



・協議の申出時に提出する関係図書のうち、庁内各部局や関係機関への相談結果報告書は、開発、建築各行為を行う際に協議が必要となる各部局へ相談を行ったうえで任意形式で作成してください。

・周辺住民とは開発、建築各行為を行う敷地の境界から概ね 50m 範囲とし、説明結果報告書は、説明時にあった意見と、意見に対する対応が分かるよう、任意形式で作成しください。

・計画する施設の規模や内容などにより、所管部局や警察との交通処理計画に係る協議など、別途協議をお願いする場合があります。

※協議事項に変更が生じた場合には、第 6 条に基づく変更の申出が必要となります。
※事業を取りやめるこおとなった場合には、第 8 条第 2 項に基づく届出が必要となります。